

多田小学校 いじめ防止対策基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会

ア いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織する。

(ア) 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、保健主事、養護教諭、専門的な知識を有する外部有識者（学校医、警察官OB等）その他外部関係者（学区内町会長代表、北部地区公民館長、地区民生委員代表、学校評議員代表、PTA会長、地区育成会長 等）

(イ) 実施する取組

- いじめの発生防止に係る調査、研究に関すること
- いじめの未然防止の体制整備及び取組に関すること
 - ・ いじめの未然防止のための組織づくり
 - ・ 道徳教育や体験活動等の充実
 - ・ 早期発見のための措置
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- いじめの防止に係る教育活動上の課題の分析、防止策の立案等に関すること
- 教職員に対するいじめ防止策の周知、情報提供に関すること
- 個別のいじめに対して講ずべき次に掲げる事柄についての適切な対応策の立案に関すること
 - ・ いじめの状況把握及び分析
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対する相談及び支援
 - ・ いじめを行った児童に対する対策及びその保護者に対する助言
- 関係諸機関との連携に関すること

イ いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「児童指導部会」を組織する。

(ア) 部会員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、関連する教員

(イ) 実施する取組

- 調査方針、分担等の決定
 - ・ 目的の明確化
 - ・ 行動の優先順位の決定
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・ 緊急アンケートの実施
 - ・ 保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
 - ・ 市教育委員会への報告
 - ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など
- 指導方針の決定、指導体制の確立
 - ・ 学校、学級への指導、支援
 - ・ 被害児童、加害児童等への指導、支援
 - ・ 傍観者等への指導、支援
 - ・ 保護者との連携
 - ・ 市教育委員会との連携
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 地域との連携

(2) 校内研修

ア いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

イ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で学校生活上の問題について相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・PTAと協力して、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止対策基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

ア 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

イ 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

ア 学級活動や教科、総合的な学習の時間等を活用し、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

- (ア) インターネット上に個人情報をむやみに掲載しないこと。
- (イ) インターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
- (ウ) よく分からないサイトにアクセスしないこと。

イ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

ア 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

ア 教育相談週間を学期に一度設定し、児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。

イ 毎週1回「情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

ウ 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するためのアンケート」を毎月実施する。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ア いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- イ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- ア 児童指導部会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会から派遣を受けるなど、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童、保護者への支援

- ア いじめられている児童の保護者及びいじている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ウ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- エ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- オ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起ささないよう、継続的に指導・援助する。
- カ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（傍観者）への働きかけ

- ア いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、なくそうとする態度を行き渡らせるようにする。
- イ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ウ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、児童指導部会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- イ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- ア いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- イ 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるような集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の児童指導部会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。